給与条例等に関する説明資料

(令和4年第8回仙北市議会定例会)

総 務 部 総 務 課

仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与を改定することに伴い、特別職の職員の期末手当の額を改定するため、併せて市議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条、第2 条)

期末手当の年間支給月数を引き上げる。(第6条関係)

3 施行期日等

(令和4年度分) 公布の日施行 (令和5年度以降分) 令和5年4月1日施行

議会議員

		現行	改正後	
		現行	4年度	5年度以降
期末手当	6 月	150/100	150/100	152. 5/100 【2. 5/100】
	12 月	150/100	155/100 【5/100】	152. 5/100 【△2. 5/100】
	計	300/100	305/100 【5/100】	305/100

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与を改定することに伴い、特別職の職員の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正(第1条、第2条) 期末手当の年間支給月数を引き上げる。(第4条関係)

3 施行期日等

(令和4年度分) 公布の日施行 (令和5年度以降分) 令和5年4月1日施行

特別職

		現行	改正後	
			4年度	5年度以降
期末手当	6 月	152. 5/100	152. 5/100	155/100 【2. 5/100】
	12 月	152. 5/100	157. 5/100 【5/100】	155/100 【△2. 5/100】
1	計	305/100	310/100 【5/100】	310/100

仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与を改定することに伴い、病院事業管理者の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正(第1条、第2条) 期末手当の年間支給月数を引き上げる。(第4条関係)

3 施行期日等

(令和4年度分) 公布の日施行 (令和5年度以降分) 令和5年4月1日施行

病院事業管理者

/ł	内 <u>机</u>					
		1月 公		改正後		
			現行	4年度	5年度以降	
	期末手当	6 月	152. 5/100	152. 5/100	155/100 【2. 5/100】	
		12 月	152. 5/100	157. 5/100 【5/100】	155/100 【△2.5/100】	
		計	305/100	310/100 【5/100】	310/100	

【 】内は、直前の支給割合からの増減

仙北市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及 び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 仙北市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条、第2条) 本年度の給与改定

県内の他の自治体及び民間給与との均衡を図るため、給料等の改定を行う。

ア給料

給料表の水準を引き上げる。(別表第1及び別表第2関係)

イ 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。(第27条関係)※詳細別紙

職員の区分	現行	改正後	増減
一般の職員	4.20月	4.30月	0.10月
再任用職員	2.20月	2. 25月	0.05月

- (2) 仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条、第4条) 本年度の給与改定
 - ア 特定任期付職員に係る給料表の給料月額を引き上げる。(別表関係)

イ 期末手当

特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。(第8条関係)※詳細別紙

現行	改正後	増減	
3. 15月	3. 25月	0.10月	

3 施行期日等

本年度の給与改定

職員の給料、特定任期付職員の給料

公布の日施行・令和4年4月1日適用

期末·勤勉手当

(令和4年度分)公布の日施行

(令和5年度以降分)令和5年4月1日施行

期末・勤勉手当の改定について

一般の職員

列又ひり		一般の職員			
			改正後		
		現行	4年度	5 年度以降	
6 月	期末	117. 5/100	117. 5/100	117. 5/100	
	勤勉	92. 5/100	92. 5/100	97. 5/100 【5/100】	
		210/100	210/100	215/100 【5/100】	
	期末	117. 5/100	117. 5/100	117. 5/100	
12 月	勤勉	92. 5/100	102. 5/100 【10/100】	97. 5/100 【△5/100】	
		210/100	220/100 【10/100】	215/100 [△5/100]	
	期末	235/100	235/100	235/100	
計	勤勉	185/100	195/100 【10/100】	195/100	
		420/100	430/100 【10/100】	430/100	

再任用職員

, 十二二			再任用職員	
		世代用極貝 改正後		
		現行		
) I I I	4年度	5年度以降
6 月	期末	65/100	65/100	65/100
	勤勉	45/100	45/100	47. 5/100 【2. 5/100】
		110/100	110/100	112. 5/100 【2. 5/100】
	期末	65/100	65/100	65/100
12 月	勤勉	45/100	50/100 【5/100】	47. 5/100 【△2. 5/100】
		110/100	115/100 【5/100】	112. 5/100 【△2. 5/100】
	期末	130/100	130/100	130/100
計	勤勉	90/100	95/100 【5/100】	95/100
		220/100	225/100 【5/100】	225/100

【 】内は、直前の支給割合からの増減

特定任期付職員

		現行	改正後	
			4年度	5年度以降
期末手当	6 月	157. 5/100	157. 5/100	162. 5/100 【5/100】
	12 月	157. 5/100	167. 5/100 【10/100】	162.5/100 【△5/100】
	計	315/100	325/100 【10/100】	325/100